

墓園使用権承継届添付書類

使用者が死亡した場合は、「墓地使用権」を承継していただく必要があります。

墓園使用権承継届に下記の書類を添付し、各霊園管理事務所又は生活安心課に届出てください。

1 承継者が配偶者の場合

前使用者の	① 除籍謄本又は戸籍謄本(戸籍全部事項証明) 前使用者の死亡記事が載っているもの ② 墓園使用許可証 ③ (生前承継の場合)理由書
承継者の	④ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) 前使用者と同一戸籍で、①の「除籍謄本又は戸籍謄本」に承継者の記事が載っている場合は不要 ⑤ 住民票 市内の方は不要(市外の方は必要。本籍表示があるもの)
火葬許可証	埋蔵する日時が決まりましたら、各霊園管理事務所に火葬許可証と墓園使用許可証を提出してください。

2 承継者が子や孫などの場合

前使用者の	① 除籍謄本又は戸籍謄本(戸籍全部事項証明) 前使用者の死亡記事が載っているもの ② 改製原戸籍 「前使用者と承継者との戸籍上の関係」がわかること。 ③ 墓園使用許可証 ④ (生前承継の場合)理由書
承継者の	⑤ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明) 前使用者と同一戸籍で、①の「除籍謄本又は戸籍謄本」に承継者の記事が載っている場合は不要 ⑥ 住民票 市内の方は不要(市外の方は必要。本籍表示があるもの)
申立書	⑦ 申立書 親族一同と協議した結果、承継者となることに決定したこと等の申立て
火葬許可証	埋蔵する日時が決まりましたら、各霊園管理事務所に火葬許可証と墓園使用許可証を提出してください。

※ 届出をされる際は、この用紙も併せて提出して下さい。

※ 前使用者の除籍謄本又は戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、改製原戸籍については、法務局で交付された「法定相続情報一覧図」で代用することができます。

※ 墓園使用許可証が無い場合は、有料(300円)で再交付ができます。

※ 事実上婚姻関係にある方、とちぎパートナーシップ宣誓をされた方で、死亡者の戸籍謄本等が取得できない場合には、申込者の名前が記載された火葬許可証や葬儀一式の領収証書等の提出により代用できる場合があります。詳しくは、霊園管理事務所又は市役所生活安心課にご相談ください。

《 承 繼 關 係 圖 》

